## 復興フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 阪神・淡路大震災復興フォローアップの円滑かつ効果的な推進を図るため、「復興フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- (所掌事務)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 震災復興の現状と課題等の分析に関すること
  - (2) 高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりに係る推進プログラムの策定に関すること
  - (3) その他復興施策の推進にあたって必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 委員会にフォローアップ委員会 (以下「本委員会」という。) 専門委員会及び顧 問を置く。
- 2 本委員会及び専門委員会は別表1から別表3に掲げる委員で組織する。
- 3 顧問は、別表4に掲げる委員をもって充てる。

(本委員会)

- 第4条 本委員会に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、委員のうちから副座長を指名する。
- 4 座長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。(会議)
- 第5条 本委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第1回本委員会の招集については、 兵庫県まちづくり復興担当部長が招集する。
- 2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 (専門委員会)
- 第6条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長、副委員長は、専門委員会に属する委員のうちから、座長が指名する。
- 3 委員長の職務及び専門委員会の会議については、第4条第4項から第5項及び第5条 の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員(大学教育職以外の県・市町の職員を除く。)が会議その他の委員会の職務 に従事したとき及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したとき、並び に委員会の目的に付随してヒアリング等を実施した者には、別に定めるところにより謝 金を支給する。

(旅費)

- 第8条 委員が会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき、及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定 により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、兵庫県県土整備部住宅復興局復興推進課において処理する。 (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、平成18年3月31日限りでその効力を失効する。

別表1 フォローアップ委員会(本委員会)

氏 名	所属・職
石市梶加角河小立中松室井川本藤野野林木島原始岩出恵幸昌郁茂克一益子子天正博弘雄雄元郎輝	コラボねっと代表取締役 社会福祉法人尼崎老人福祉会理事長 神戸市助役 兵庫県立大学経済経営研究所所長 武庫川女子大学教授 西宮市助役 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表 同志社大学教授 神戸まちづくり協議会連絡会事務局長 関西大学社会学部教授 独立行政法人消防研究所理事長

## 別表 2 高齢者自立支援専門委員会

氏 名	所属· 職
石井 高州 一	コラボねっと代表取締役 社会福祉法人尼崎老人福祉会理事長 阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長 同志社大学教授 神戸まちづくり研究所理事 関西大学社会学部長 兵庫県立大学教授 兵庫県医師会常任理事 京都大学防災研究所助教授

別表3 まちのにぎわいづくり専門委員会

氏	名		所	属	•	職
海加角城小島田中野三崎藤野戸林田中島崎浦	正博則雄誠雄元美	甲兵武大阪ア大神兵民の南県川通大・院ア大神庫川通大・院を東京の間震・院ち築宮ののでまりまりまりまりまります。	経済 発済 発 が が は が で で で で に で に で に で に で に で に で に で に で に に で に に に に に に に に に に に に に	究所 考えくり 一	会会長 支援ネッ 代表	ノトワーク代表

## 別表4 顧問

氏 名	,	所	属	•	職		
	新野幸次郎 神戸都市問題研究所理事長 野尻 武敏 21世紀ヒューマンケア研究機構理事長						